

2025年7月22日

山口県知事 村岡 嗣政 様
山口県教育委員会教育長 繁吉 健志 様

教職員組合共同闘争推進連絡会中国ブロック協議会

代表 全広島教職員組合執行委員長 舩石 耕生
山口県就職連絡会 代表世話人 石田 高士
子どもと教育をまもる山口県民会議 代表 熊野 譲
山口県平和委員会 代表 吉岡 光則

ゆきとどいた教育と進路保障を求める要請書

貴職におかれましては、児童・生徒・青年の未来を励ますためにご努力されていることに、敬意を表します。

物価高騰による格差と貧困の広がり子どもたちの成長・発達に深刻な影響を及ぼしています。児童・生徒の不登校は急増し、いじめの認知件数も増えています。自殺する子どもたちが増え、若い世代の死因の第1位は自殺となっています。困難を抱える子どもたちに向き合うことが教職員に求められていますが、長時間過密労働と教員未配値がそれを妨げています。正規教職員を大幅に増やすこと、義務・高校標準法を改正し、定数改善を行っていく必要があります。現在、小学校35人学級が段階的に実現していますが、小学校だけでなく、中学校・高校すべての学校で少人数学級の実現が求められます。

教育無償化の実現をはじめ教育費負担軽減は焦眉の課題です。「適正規模・適正配置」の押し付けで、全国各地で学校の統廃合が強行されています。教育の機会均等、学習権保障のために少人数学級を前進させ、小規模な学校の意義を認めていくことが求められます。デジタル化も重要ですが、条件整備が追いつかない中で「活用ありき」で進められれば、教職員や保護者への負担は増すばかりです。

高校生の就職内定率は高まっていますが、人手不足のもとで、「一人一社制」の見直しや募集の早期化など就職ルールの規制緩和・民間参入の動きもあります。採用・就職活動の「自由化」は、就職活動の長期化、学業への影響など、多くの問題をはらんでいます。重要なことは、生徒たちが豊かな職業観・進路観を育めるよう、社会の中で働くルールを確立させること、働くルールについて学ぶ機会を保障することです。

つきましては、児童・生徒の就修学・進路保障に責任を持つ立場から、ともに知恵を出し合い、児童・生徒・青年と地域の未来のために、以下の要請について誠実な対応をお願いします。

記

1 教育予算・教育の充実に関すること

- (1) 小・中学校、高等学校での20人学級を展望した少人数学級の実現を国に要請すること。また、幼稚園や特別支援学級・学校の学級編制標準の引き下げを要請すること。
- (2) 教職員定数改善に向けて義務・高校標準法の改正を国に要請すること。
- (3) 全国どこでも豊かな教育条件のもとで学べるよう、教育条件や施設の改善をすすめるよう国に要請すること。
 - ① 公立・私立ともに臨時教職員ではなく、専任・正規の教職員を増やすこと。
 - ② 特別支援学校の設置基準制定の趣旨をふまえ、教室不足解消など、特別支援学校の過大・過密問題を解消すること。そのためにも既存の特別支援学校の施設・設備等の整備や特別支援学校の新設を行うこと。
 - ③ 小・中学校、高等学校の体育館を含む施設にエアコンを設置すること。また、校舎等の断熱化を行うこと。
 - ④ 全ての学校において、生徒用・教職員用の洋式トイレ・多目的トイレを設置し、拡充すること。
 - ⑤ すべての学校の女子トイレに生理用品を常備すること。
 - ⑥ 安全・安心の学校・職場のために、「災害に強い学校施設のあり方について」（文科省・通知）に基づいて、津波・地震対策および避難所としての防災機能の強化を具体化すること。

- (4) 学校における1人1台端末については、家庭環境によって教育格差が生じないよう公費負担・援助等を拡充すること。高校においても国による財政措置を求めること。子どもの発達段階と科学的知見を重視し、端末やデジタル教材の利活用を押しつけないこと。端末の保守・管理等、教育のICT化が教職員の新たな負担とならないよう、専門スタッフを常置すること。
- (5) 幼児、児童、生徒を対象に「スマホ等の利用に関する実態調査」を行って実態と課題を明らかにし、実効ある対策を講じること。

2 就修学に関すること

- (1) 小中学校における就学援助制度、特別支援学校における就学奨励費制度を充実させること。また、高校版就学援助制度を創設するよう国に要請すること。
- (2) 必要とするすべての高校生・大学生に対する返済不要の「給付奨学金制度」をつくるよう国に要請すること。また、県独自の給付奨学金制度をつくること。
- (3) 高校授業料の無償化にあたっては、地域における公共を守る視点から、公立高校の施設・設備の充実を図るなど、後期中等教育の保障に尽力すること。
- (4) 遠距離通学の高校生への通学費補助を拡充すること。
- (5) 学校給食費の無償化をすすめること。

3 高校生・青年の就職保障に関すること

- (1) 政府に対して、高校生・青年の就職保障について実効ある対策をとるよう要請すること。
- (2) 教育、福祉、医療、防災、新エネルギー開発等の公務公共分野において、高校生・青年の雇用の創出を図ること。
- (3) 地域における高校生・青年の雇用確保の条件整備を図るために、地域や中小企業の振興策を強化し、必要な財政的措置を講ずること。
- (4) 新卒未就職者や高校中退者などに対して、就職に役立つ専門知識を身につけるための公的職業訓練事業の一層の拡充・強化をはかるとともに、職業訓練機関等への入学金・年間学費を助成するなどの制度を導入すること。
- (5) 特別支援学校卒業者の雇用を確保するため、県自ら障害者の法定雇用率以上の採用を行うこと。また、法定雇用率未達成の自治体や教育委員会、企業に対する指導を強めること。
- (6) 「一人一社制」等の高校生の就職ルールを維持すること。また、募集の早期化を行わないこと。
- (7) 新卒未就職者に対し6月末までの就職・未就職などの実態状況を調査し、必要な支援策を講じること。また、高卒3年後の離職率調査を実施し、公表すること。
- (8) 希望する全ての高校生に就職の機会を保障し、一切の就職差別・人権侵害を根絶するよう、企業・労働局に要請すること。
- (9) 若者に「生涯派遣」を強いる派遣法改悪や「正社員改革」「新たな労働時間制度」の名による「労働規制緩和」をやめ、派遣労働や有期雇用の規制強化、長時間労働の一掃と有給休暇完全取得、全国一律最低賃金制度の確立などで安定した良質な雇用を確保し、ワーキングプアをなくすよう政府に要請するとともに、県が強力な指導性を発揮すること。
- (10) 高校生・青年に労働者としての権利と人間らしく働くルールを学ぶ機会を保障するために、労働者の権利などについての啓発資料等を県の責任で作成し、すべての学校・生徒に配布すること。また、それを学校の主権者教育の一環として「キャリア教育」などに活用すること。
- (11) 自衛隊も一般企業と同様に就職ルールを守らせ、ハイスクールリクルーターなど、不当勧誘・不当募集、教育介入をさせないこと。自衛隊への要請に対し、書面でも対応すること。
- (12) 自衛官の募集について居住自治体が18歳住民の個人情報を提供していることに対して、個人の尊厳、個人情報保護、高校生の就職ルールを遵守する立場から、閲覧をはじめ個人情報の提供を行わないよう申し入れること。

以上